"解放"後のベトナムにおける宗教政策 ——カオダイ教を通して——

北澤直宏*

Religious Policy in Vietnam after the "Liberation" Era: Focusing on the Case of Caodaism

KITAZAWA Naohiro*

Abstract

This paper aims at assessing the relationship between religion and politics in contemporary Vietnam, with a focus on Caodaism reorganization. After the Vietnam War, the socialist government regarded religion as a nuisance and carried out a retaliatory re-education program—to no effect. In the process of clamping down on anti-government movements by devotees, the Communist Party conducted in-depth analysis on Caodaism and decided to remove the religious dignitaries, in line with their policy of suppressing religious authorities.

In 1979, with the cooperation of some dignitaries, the government promulgated the Caodai Decree 01, aimed at the dissolution all Caodaism organizations. The Caodai Holy See was placed under the control of the state and changes were imposed; however, many branch temples subsequently reverted to self-management. There are three possible reasons for this: first, the Holy See had lost all authority and influence over the branch temples; second, branch temples ignored the modified Holy See as the latter had obeyed the socialist government and betrayed Caodaism Law; third, there was no consistent policy in each province.

These phenomena rattled the Communist Party, which feared its own collapse, in an echo of events in the Soviet Union. It thus embarked on a plan in 1992 to reorganize Caodaism, with the aim of occupying and controlling branch temples through "educated" dignitaries.

While it is certain that Caodaism was officially recognized in 1997, this did not signal the beginning of religious freedom. On the contrary, it only reflected the Communist Party's policy to control religious opponents by authorizing religions.

Keywords: Caodaism, Vietnam, religion and politics, religious revival

キーワード:カオダイ,ベトナム,政教関係,宗教復興

^{*} 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科: Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University, 46 Shimoadachi-cho, Yoshida Sakyo-ku, Kyoto 606–8501, Japan e-mail: kitazawa@asafas.kyoto-u.ac.jp

I はじめに

本稿はベトナム社会主義共和国における政教関係を、新宗教カオダイ教の再編過程から検討するものである。昨今、規制緩和や復興という文脈で語られることの多いベトナム宗教事情であるが、一方で国家の干渉が依然として根強いことは先行研究においても度々指摘されている[今井 1994; 中野 2009; Malarney 2003]。しかしながら、その事例として挙げられている記述の多くが、村落共同体や一部聖職者の活動といった周縁部分に偏っている点も看過できない。これは宗教に限った話ではなく、一党独裁という政治体制、そして党文献や法律といった建前以外の公文書へのアクセスし難さ故に、ベトナム現代史自体が具体性を欠いたままに論じられてきた弊害とも言えるだろう。特にベトナム戦争後(1975—)は、あらゆる出来事が北ベトナム(ベトナム民主共和国)側の視点で語られるため、「傀儡政権」とまで呼ばれた旧南ベトナム(ベトナム国・ベトナム共和国)地域における歴史は考察されることすら少ない。

カオダイ教は、1926年フランスの植民地であったコーチシナ(ベトナム南部)で誕生し、古今東西の諸宗教の融合と玉皇上帝による人類の救済を主張する宗教団体である。¹⁾ 華僑の影響を強く受けており、教団(Hội Thánh/聖会)の方針決定や聖職者の叙任に際し扶乩(Cơ Bút/機筆)を使用すること、そしてこれを通して得られた神託を絶対視することを特徴としている。また教団組織は立法府(Hiệp Thiên Đài / 協天台)と行政府(Cửu Trùng Đài / 九重台)に分かれており、さらに中央の総本山から地方まで数段階のピラミッド構造を成している。²⁾ しかし聖職者間の出自の違いや、雑多かつ曖昧な教義から生じた不和は神託の解釈の違いという形で顕在化し、初期の指導者レ・ヴァン・チュン(Lê Văn Trung)の死後 1930 年代から教団は諸派に分裂し始める。

特に本稿の考察対象となるカオダイ教タイニン派³⁾ (Cao Đài Tòa Thánh Tây Ninh:以下単にカオダイと表記する際はタイニン派を示す) は、カオダイ諸派⁴⁾ において最大の信者数・寺院

¹⁾ 現在でも南部を中心に国内で3番目に多い信者数を誇っており、これより規模が大きい宗教団体としては仏教・カトリックを挙げることができる。しかし、もともと南ベトナムに存在していた、統一ベトナム仏教教会・南部抗戦カトリック会といった宗教団体は戦後"北"に吸収されており、この2つの宗教団体が旧南ベトナムという"敗者"の立場を反映しているとは言い難い。

^{2) 75}年以前は、総本山(Trương Ương /中央)—地方代表(Trấn Đạo /鎮道)—省代表(Châu Đạo /州道)—末寺(Tộc Đạo /族道)—町内会(Hương Đạo /郷道)という5層であったが、その後は共産党の指導の下で総本山—末寺の2層に変更された。近年は、総本山—省—末寺—町内会の4層が復活している。

³⁾ 現地の発音だとテイニン, 若しくはテニンとなるが, ここでは声調記号を無視しアルファベット表記 に従って記述する。

⁴⁾ 歴史を通して分裂を繰り返しているため、その宗派数を正確に把握することは困難である。また宗派 により南ベトナム政府・共産党との距離も様々であるが、高圧的なタイニン派と諸派との関係は極め て悪く、それは今日においても変わりはない。

数を誇り、タイニン省に位置する聖地を占拠し続けてきた最大勢力である。チュン死後の権力争いの末に全権を掌握したファム・コン・タック(Phạm Công Tắc)は、一部賛同者からはカリスマとして熱狂的な支持を集める一方、扶乩を用いた強引な組織運営は多くの離反を招き、教団を弱体化させた。しかし第二次大戦後にフランスに協力する形で軍隊を組織、さらに南ベトナム政府からの優遇政策と資金援助の下で勢力を拡大させ、やがて教団は政治組織として影響力を振るうまでになっていった。タイニン派はその創立以来、フランス・アメリカに協力し北ベトナムに敵対してきたという過去故に1975年のベトナム戦争終結後は社会主義政権から弾圧を受け、1986年のドイモイ(Đổi Mới / 刷新)採択後にようやく活動を復活させてきたとされている。

その先行研究において影響力を持つのは、教団立法府の聖職者を務めたフランス人 Gobron の著作である [Gobron 1948; 1949]。その内容は歴史・教義・儀礼・組織など多岐に渡っているが、そもそもカオダイを紹介する目的で書かれたものであるために証拠の提示などなく、学術的価値が高いとは言えない。しかしカオダイ研究では安易な二次資料の引用が多く、50 そこでは根拠の無い信者の言説が無批判のままに多用される傾向がある。その結果として、教団の建前や理想ばかりが先行し実態が分からない、Gobron の著作に若干の現状説明を付け加えただけの論文が氾濫していることは否定できない。

また、その歴史は千年王国論の文脈で言及されることが多い。それは Smith や Hill による研究の蓄積であり、彼らは教団の設立を農民運動の中に位置づけることで、その急激な発展の理由を説明している [Smith 1970; Hill 1971]。しかし残念ながら言及されているのは 30 年代までであり、かつ二次資料の使用が多い点において上述した問題を克服するものとは言えないだろう。Werner はフランス植民地政府の資料を用いて 60 年代までの歴史に言及したことに価値がある反面、40 年代以降の記述となると歴史的事実を部分的に拾ったものでしかない [Werner 1981]。このような歴史研究の中でも、2000 年代までの教団の発展を通史として書いた点において Blagov の業績は突出していると言えるだろう [Blagov 2002]。しかし、僅かながらも社会主義政権の行政文書を用いたことに価値がある反面、多くが出所不明な情報に基づいていることを無視することはできず、さらに年代やベトナム語に間違いが散見されるために安易にこれを参考とすることには難がある。60

このような状況を招いたのは、言うまでもなく一次資料の欠如である。これに対し本研究は 敢えて二次資料を用いず、政府・教団双方の内部文書を用いることで、ベトナム共産党・カオダ

^{5) 75}年以前にはカオダイ教団の検閲を経た書物も存在していたが、これらも編集された書物であり、あくまでも教団上層部にとって都合の良い内容でしかないことに留意する必要があるだろう。

⁶⁾ 我が国におけるカオダイ研究は、大岩 [1941] に始まる。その後は高橋 [1972], 高津 [1999; 2004] らが研究を発表しているが、残念ながら同様の側面が強い。

イ教団双方のプロパガンダから距離を置き、さらに信者個人の視点にも陥らない歴史を叙述するものである。"解放"後の政教関係を追うことで、ベトナム近代史を理解する一助としたい。以下ではまず、Ⅲ章にてベトナムにおける宗教の法制度上の位置づけについて整理を行う。その後Ⅲ章を3つに分け、その政教関係を編年体で記述していく。まずは1975-79年という南ベトナム解放直後の状況を扱い、国家がいかに手探りで宗教政策を行っていたかを説明する。続いて1992年までの宗教弾圧について記述を行い、国の宗教管理体制がいかに展開されたか、その過程を辿る。その後に宗教復興から現在までの状況について触れ、公認宗教団体の設立が教団内部に分裂を招いた過程を整理する。最後はⅣ章において、簡単な総括を行う。

II ベトナムにおける宗教の法制度上の位置づけ

1. 法制度

ベトナムでは憲法により、宗教の自由が保障されている。この文面が実際に履行されているかどうかは疑問が残るが社会情勢を反映し変化してきているのは事実であり、1980年憲法においては社会主義政策の徹底が指示され、1992年憲法においては「人権/法治国家/立憲主義」という法概念が登場している[鮎京 1994]。宗教に関しては、1946年憲法から現行の92年憲法まで、改正されるにつれ徐々に記述が増える傾向はあるものの「信仰の自由は認めるが、国に反する行為は厳禁」という基本姿勢に変わりは見られない。この「国に反する行為」という表現は明確な規定が成されていないが故に警戒が必要であり、国の意に反した宗教活動は何らかの理由を付けられ罰せられる可能性を孕んでいると言えよう。70

また、ベトナムではその宗教管理のために公認宗教制度が採用されている。この制度自体は50年代から存在するのだが、実際に整備されたのは90年代に入ってからである。今井が「政治優位型であるベトナムの社会主義体制が宗教をコントロールする上で、大きな役割を果たした」[今井1999:184]と表現しているように、ベトナムの公認宗教制度は宗教活動を支援するものではなく、管理するために整備された制度でしかない。従って公認されたところで免税されるわけでも補助金が下りるわけでもなく、宗教側のメリットは単に活動し易くなる程度のものと認識すべきである。付け加えるのであれば、各宗教施設の責任者は自動的に祖国戦線⁸⁾へと加入させられるため、多少なりとも国との関係が良くなるという恩恵はあるのかもしれない。

^{7) 2004}年に出された信仰・宗教法令の第15条では、「国に反する行為」として、社会秩序を乱すこと/ 国民団結や伝統へ悪影響を及ぼすこと/他人の信仰や財産を侵害すること/その他、の4項目が挙げ られているが、依然として曖昧である。

⁸⁾ 宗教団体だけでなく政治・経済などを含めた国内諸団体の連合体で、形式上は共産党もその一構成員であるが、実際には党が指導的立場に立っている。

2. 用語説明

ベトナムはその制度上、共産党・人民委員会⁹・祖国戦線など複数の組織が重層的に宗教団体と関わっている。また、その他に宗教行政と関係が深い機関として、宗教委員会(Ban Tôn Giáo:人民委員会の下にある宗教政策専門組織)・大衆動員委員会(Ban Dân Vân:党の下にあり、国民に対する思想工作を専門とする組織)を挙げることができる。さらにこれら行政機構は中央一省一県とピラミッド構造になっているが、その意思決定は共産党中央の下で統一されているため、その実行力に差はあれども発言の内容に大差は無い。従って本論考では、上に挙げた様々な組織の主張・政策を区別せず"国"のものとして扱っている。また、ベトナム共産党は76年に改称されるまではベトナム労働党という名称であったのだが、本稿では区別していない。また解放勢力として存在していた南ベトナム解放民族戦線・ベトナム民族民主平和勢力連合は77年になり祖国戦線に吸収合併されるまでは独立した組織だったのであるが、文中ではこれも区別していない。

III "解放"後の政教関係

1. 1975-1979年

①解放直後

1975 年 4 月 30 日に南ベトナムは "解放" され、その直後の 5 月からタイニン省に駐留している解放軍とカオダイとの間に接触が開始された。 10 13 日には省解放戦線の代表が総本山へ表敬訪問を行い双方が社会主義革命の成功を祝す [CD-12] など、その関係は表面上良好にスタートする。しかし実際には、国は早期からカオダイへの敵対姿勢を示しており、6 月に提出された報告書 [CV-T8] においては、1954 年に教団が出版した反革命的印刷物が槍玉にあげられ、その責任が追及されており [ibid:1]、同時に総本山周辺における深刻な問題として以下の 3 点が言及されている。①教団上層部が社会主義の勝利を伝える通知を出す一方、同時に別の通知を出しており「タックの唱えた平和思想 (Hòa Bình Chung Sống) 11 により、輝かしい平和が到

⁹⁾ 地方政権。本稿では、主にタイニン省政府を示すことになる。

¹⁰⁾ 当初よりカオダイ対策はタイニン省に一任されており [CV-T6], 現在に至るまでハノイの中央政府が 直接関与することは極端に少ない。その解放直後, 教団はタイニン省の解放勢力を重視せず, 省の招 きに応じずに直接ハノイの指導部と連絡を取ろうとしており [CV-T9: 9], 省政府の心象を害したよう である。

¹¹⁾ ファム・コン・タックがゴ・ディン・ジェム政権から逃れカンボジアに亡命した後に唱えた,戦争の即時停止と無条件の平和を主張する思想である。もっとも、その背景には教団内の権力争いがあり、それに敗れたタックによる権力回復という思惑が存在していたことは否定できない。このファム・コン・タック主義とも呼べる思想は教団立法府において根強く、後にこれを信望する者達が組織した諸団体は、南ベトナム時代を通じて弾圧の対象となっている。

来した」という勝手な言説を繰り返している。②教団が寺院建設や自給自足の名目で政府に土地提供を要求してくることに加え、教団内には働かずに宗教活動に従事している者が多く、¹²⁾ 教団が礼拝や社会活動を通して勢力を保とうと画策している。③教団各機関が通常通りに活動しているだけでなく、内部には政治組織や多くの旧南ベトナム政権関係者が存在している [ibid: 1-2]。

また同時に言及されている大衆工作としては「社会主義の勝利を理解させる/労働せず搾取する人間に対して、思想や精神を改善させる/秩序を破壊する者達に敵対させ、革命政府を防衛させる/生活を改善させる」[ibid.: 2-3] と幅広い目標が挙げられてはいるものの、カオダイの総本山があるホアタン(Hòa Thành)¹³⁾ 県内の住民は社会主義政権に非協力的であり、これらの実現が難しいことが追記されている。しかし今後の計画としては「教団内の反共資料を集めることでカオダイが革命に害をなしていたことを立証し威信を失墜させる/教団組織を解体し各種利権をはく奪する/帝国主義の陰謀を知るため関連資料を集める」[ibid.: 7] という方針が掲げられており、実際にこれが以後数年間の基本方針として機能していくのである。¹⁴⁾

要するに75年6月の段階において国が主張しているのは、カオダイは平和を実現させた共産党に感謝し、全ての活動に関し国に伺いを立てるべきとのものでしかなく、そこにカオダイを解体しようという強い意志は見られない。非難の対象として挙げられているのが54年出版の印刷物である点、今後の分析が必要であることが強調されている点からも、当時国はその宗教事情を把握していなかったと言うことができるだろう。

解放から数年間は目立った政策も無く、治安上も混乱を極めた時期である。地方ごとの対応にも差異があったようで、9月には聖職者がベトナム南部各地を訪問した上での報告として、革命政権は省ごとに接し易い・気難しいと差があることが報告されている [CD-24]。¹⁵⁾ 中でもタイニン省の状況は複雑で、解放直後より教団指導者による新政権への協力呼び掛けが繰り返され [CV-T9: 9; CD-11]、7月には教団が連絡委員会(Ban Liên Lạc với Chính Quyền Cách Mạng và Mặt Trận Dân Tộc)を組織し社会主義政権への恭順姿勢を示す一方で、ホアタン県を中心に破壊活動を行う者や反社会主義を謳ったビラを撒く者が後を絶たなかった [CV-T14]。徐々に

¹²⁾ 当時、農村での生産労働を推奨していた国は、寺院での積徳行為を封建的思想に基づく宗教による搾取としか見ていなかったようであり [CV-T5]、後になってからも、このような宗教思想から民衆を解放することが困難であったことが語られている [CV-N10: 11-12]。

¹³⁾ 当時フークーン (Phứ Khương) 県。

¹⁴⁾ 実際に75年に行われたのは聖職者・信者に対する社会主義教育であるが、案の定その効果は芳しくなかったようで、翌年以降も民衆の反応の薄さを嘆く報告が目立っている [CV-T4: 4-5; CV-T9: 16; CV-T10: 19; CV-T11: 3]。またこの時期、圧力がかかっていたとは言え宗教活動に対する制限は殆ど存在せず、76年2-6月にかけてはカオダイ内で宗教大会(Đại Hội Hội Thánh)が開かれてさえいる。

¹⁵⁾ タイニン省は比較的宗教政策が厳しかったとされ、実際に他省において態度が硬直化するのは、83年に起きた反政府事件以降とされる。

国はこれら敵対的活動の裏に教団の存在があることを疑い始め、教団の態度を面従腹背と断じていくようになるのである。

77年に入ると、カオダイに対する批判的論調が増してくる。当時の報告書 [CV-T9] では、カオダイの存在¹⁶⁾ や歴史¹⁷⁾・聖職者の態度について蔑視的な分析が行われた後に教団発展の要因が3点挙げられているが、¹⁸⁾ その結論は「カオダイは宗教の皮をかぶった政治組織であるから、国が純粋な宗教に戻してやらねばならない」[ibid::5] というものでしかない。また、この解放後の2年間で宗教関係者に対し第4回党大会¹⁹⁾ を始めとする共産党の政策を教育したことにより、これまで民衆の間に広がっていた、党による宗教根絶・宗教禁止という不安を取り払うことに成功したことを誇っている。また本報告書において特筆すべきは、75-77年にかけてのカオダイ対策が書かれていることである。これによると、省政府は教団所有の畑で収穫した農作物の流通を禁止し、さらに功徳行為に対しても規制を課したとされており、これによりカオダイを経済危機に陥らせることに成功したことを述べた上で「カオダイの威信・権限は無くなり、将来的にも発展する可能性はないだろう」[ibid::8] との報告を残している。²⁰⁾

国は後にこの時期を振り返り、解放から数年の間に寺に行くのが老人信者だけとなったこと、菜食主義²¹⁾ や礼拝をやめる信者が増加していることには満足しながらも、依然として多くの家庭において祭壇(Tượng Thờ Thiên Nhãn)が保持されていることに関しては不満を示している [CV-T10: 7-8]。これは数々の規制や賦役義務が課された上での報告であるために当時の信者の心理を知り得る情報ではないものの、少なくとも共産党の宗教改造という目的が教団組織・運営に影響を与えながらも、私的領域にまでは徹底されていなかったことを示すものと言えよう。

このように、初期の大衆工作の難しさに直面した国は方針を変化させ、資料収集と並行して、 その標的を教団上層部へと変化させる。つまり、聖職者の出身・立場の違いを利用した内部分 裂工作に力を入れ始めたのであり、「社会主義の勝利を理解させ、傀儡(南ベトナム)政権の

¹⁶⁾ その信者数を全国73万, その内タイニン省内に30万人がいる事を報告した上で, カオダイの自称が300万であること, また国際的な繋がりは無くあくまで一地方の宗教であると言及している [CV-T9: 4]。

¹⁷⁾ 誕生から50年しか経っていないこと、歴代指導者は封建主義者で日・仏・米と組んで社会主義に敵対したと非難している[CV-T9:2-3]。

¹⁸⁾ 戦争・帝国主義を利用し勢力を拡張させた、扶乩や資金力を以て民衆を扇動した、教義は他の宗教からの借用が多い [CV-T9: 4]、の3点。

^{19) 1976}年開催。これにより旧南ベトナム地域の社会主義化が決定された。

^{20) 83}年に書かれた報告書によると、実際にホアタン県の人口は1976年に22万人であったのが82年には15.5万人と、約3分の2にまで減っている[CV-T10:7]。また78年の段階で、総本山内にて功徳を積んでいる者が2,300人から720人まで減っていることが報告されている[CV-T9:13]。

²¹⁾ カオダイ教徒は菜食を守ることが義務付けられている。一定の役職以上の聖職者は常に、その他の信者は月10日の順守が求められるが、実際は役職に関係なく自発的に行われる菜食も多い。

悪行を理解させる」という基本方針こそ変わらないものの、76年頃からは「傀儡政権に協力し革命に敵対した上級聖職者²²⁾」と「純粋に修行に励み平和中立の立場をとる中級・下級聖職者」という区別を意図的に行うようになった [CV-T7; CV-T16]。特に教団上層部への敵意は凄まじく、「地主や封建主義者や旧政権の役人であり、タックの妄言に毒されている/党やホーチミンに感謝し社会主義に協力するとは言っているものの、実は我々(共産党)の寛大な政策を利用しカオダイの拡大を画策している/勝手に聖職者を任命し、大祭を利用して人員を集めている/各地に聖職者を派遣し、信者を増やそうとしている/教団の活動を社会主義と同列に置き、共産党の言葉と宗教の言葉を同化させ説教している/各地で布教し、功徳を奨励して回っている」[CV-T9:9] とその悪行の列挙に暇が無い。特に各地方において「まもなく戦争が再発し日本が再来して、入信していない者は殺されてしまう」等の演説を行ったことに対しては厳しい批判を加えており [ibid:9-10]、やがて地方の布教を担っていた教団立法府の人間が敵視されていくようになっていった。

寺院を管理するだけの教団行政府の聖職者に対し、立法府の人間は律法に精通し扶乩を独占してきた、言わば教団の頭脳を担ってきた一団である。また彼らは総じてタックに心酔し、それ以外の価値観を否定する点において原理主義的でもあり共産党にとって厄介な存在でもあった。戦後に教団立法府の聖職者が行った主張は、カオダイを国教と主張し、教団をバチカンと同様にみなす²³⁾/カオダイと社会主義を同列に扱う/タックをホーチミンと並べて語る、など国にとって到底看過できるものではなく、彼らは「反政府的な立法府の人間」と表現されるようになっていく。逆に事務的性格の強い教団行政府の聖職者たちは「善良で協力的」と評されるようになり、国は教団立法府を中心とする特定の一団を敵視する発言を繰り返すようになるのである [ibid: 13-14, 20; CV-T12: 13]。特に協力的な人物として挙げられている教団行政府の高位聖職者タイ・ヒエウ・タン(Thái Hiểu Thanh)は、中央祖国戦線の委員となり、省議会議員にも選出されている。彼は後に教団指導者の立場に就いており、これらの人事に国の肩入れがあったことは想像に難くない。

ちなみに1977年は、政府評議会議決297号「宗教に関する政策」[Nghị Quyết về Một Số Chính Sách đối với Tôn Giáo](以下297-CPと略)が出された年でもある。これは冒頭に「解放されたばかりの土地に対して」とあるように、旧南ベトナム地域を念頭に出された議決であ

²²⁾ 教団内にそのような区分は存在していないが、参考までに男性の行政府職の聖職者を分類すると、上級 (頭師: Đầu Sư 【3 人】・配師: Phối Sư 【36 人】)、中級 (教師: Giáo Sư 【72 人】・教友: Giáo Hữu 【3,000 人】)、下級 (礼生: Lễ Sanh 【無制限】) となる (【 】 内は上限。しかし実際に上限まで達することはない)。

²³⁾ 教団と共産党を同一視し、平和の到来は自らのおかげとの主張を繰り返しただけでなく、タイニン省にバチカン市国のような宗教自治区の設立を要求したことで、解放勢力の怒りを買っている [CV-T8; CV-T9: 12]。

り、その目的は社会主義政策の徹底にある。その条文の基本原則でこそ宗教の自由や平等などを謳ってはいるものの、具体的な政策として書かれている内容は宗教の活動に制限を加え、国の管理を強めるものでしかない。²⁴⁾ また、全ての領域において国の法律を尊重することが繰り返し強調されており、今井はこの297-CPに対し「南部の宗教に対する強圧的姿勢を体現したもの」[今井1999:187] との分析を行っている。しかし教会組織や聖職者の叙任に対しては規制を加えている一方、教義や儀礼に対しては「社会主義に反しないように」との大雑把な記述しか存在していない点も特徴と言えよう。しかしあくまで297-CPは中央政府が発したものであり、これがタイニン省において、どの程度まで影響力を持ち得たかについては疑問も残る。中央政府が発した理想的かつ抽象的な指示は、地方レベルにおいては機能しないことも多く、そして実際にカオダイ政策はタイニン省政府主導で行われていたからである。

②反政府運動

この間、教団聖職者を中心とした反政府運動も盛んである。カオダイ教タイニン派は上層部に南ベトナム政権の役人・軍人を多数抱え、²⁵⁾ 南ベトナム政権の反共政策に乗じて成長してきた宗教団体である。当然ながら、戦時中は信者に対し社会主義勢力への徹底抗戦を呼びかけていたのだが、戦後は方針転換を余儀なくされていた。しかし扶乩を盲目的に信じてきた一部聖職者達は突然の言説変更を認めず、神託として「日本・アメリカが軍隊を率いて帰ってくる/ベトコンの天下は100日で終わる」[CV-T9: 11] 等の言説を用いて民衆を扇動し反政府運動を繰り広げた [CV-T12; CV-T18]。²⁶⁾ このような活動は、規模は数十~数百人と様々であるが多くの武装組織を誕生させ、75年から83年までの間に検挙された組織の数は35に上っている [CV-T10: 9]。

その中でも特に大きく,広範囲に影響力を与えたことで後々まで言及されるのが,国家解放全力統一戦線(Mặt Trận Thống Nhất Toàn Lực Quốc Gia Giải Phóng),国際和解会同(Hội Đồng Hòa Giải Quốc Tế),²⁷⁾ 天開黄道(Thiên Khai Huỳnh Đạo)²⁸⁾ の3組織である。特に国家解放全力統一戦線は解放直後から総本山内の施設を拠点に組織され,76年3月からは断続的に逮捕者を

^{24) 297-}CPの内容の一部を挙げると、通常の礼拝に関しては自由に行って良いが、それ以外のもの(他地方から集まるような大祭・教育会・大会)は申請が必要(2-1a)。人がいない宗教施設は人民委員会が管理し、必要があれば借用し学校や集会所などとして活用する(2-2b)。選挙で選ばれた者であっても、聖職者は政権の許可を得た者でなければならない(2-3b)。資本主義に沿った経済施設は国が改造する(2-5a)。農地は合作社に編入され収穫の25-30%が渡される(2-5b)、など。

²⁵⁾ 戦後すぐに逮捕された聖職者の中でも特筆されるべき人物としては、Trần Quang Vinh(元ベトナム共和国上院副主席)/ Nguyễn Văn Nhã(元 Hậu Nghĩa 省省長)の2名(両名とも配師)を挙げることができる。Vinh は77年に再教育キャンプにて死亡しているが、Nhã は2012年の時点で存命。

²⁶⁾ ホアタン県内だけでも 76 年 8 月までに 65 件の破壊事件が起きている [CV-T5]。

²⁷⁾ Hồ Vũ Khanh と Võ Văn Nhơn が組織し、78-79 年にかけて活動。

²⁸⁾ Nguyễn Ngọc Hòa と Bạch Hùng が組織。

出しながらも活動を続けていた。²⁹⁾ 彼らはカンボジア国境付近で活動することも多く,国はカンボジアのポル・ポト政権との関係を疑い警戒を強めつつも,有効な手立てを打てないでいた。しかし78年2月20日,総本山内にて幹部の一人ディン・ヴァン・キエップ(Đinh Vǎn Kiệp)が逮捕されたことで状況は一変する。国は,彼の拠点が当時の教団最高指導者であるホー・タン・コア(Hồ Tân Khoa)の寝室近くであることを問題視し,翌21日から総本山内の一斉捜索を行うことが決定される。3月8日まで続いた捜査の結果,13名の反革命的人物が捕えられ,それ以外にも多くの反革命資料や未登記の機械・車両・金銭が没収されることとなった。しかし一方で,"純粋に宗教的"な施設・資料・財産・信仰活動などは,通常に戻って構わないとされている「CV-H1」。

③宗教改造の始まり

一連の捜査により教団関連資料が蓄積されたことから、以後国によるカオダイ分析が加速する。それは組織・歴史・教義・財産など多岐に渡って報告され [CV-T15; CV-T28]、国の姿勢はさらに硬直化することとなった。78年4月から5月にかけては教団運営の学校・病院・孤児院など"宗教に必要ない"施設が没収され [CD-6; CD-17]、8月には教団自体も冠婚葬祭・慈善活動などを通して大衆を扇動しているとして「宗教ではない」と断言されるようになっている [CV-T15; CV-T18]。

9月に入ると、省祖国戦線によりカオダイ弾劾文 [CV-T1] が発布された。これは「一部指導者による過ち」と前置きをしながらもカオダイの歴史を糾弾した文書であり、以後90年代に入るまで繰り返されるカオダイ非難文の雛形になる点において特筆すべき文書である。その内容は教団のカリスマであるファム・コン・タックを含む教団の歴代指導者・上層部がフランス・日本・アメリカと手を結び社会主義革命に抵抗したことを延々と非難した後に、「カオダイは宗教の形をした政治組織であり、指導者は扶乩を以て大衆を騙し帝国主義に協力した」[ibid.: 6-8] と結んだものであり、内容自体は概ね真実であるとしても、その表現には多分に恣意的な要素が含まれていることは否定できない。以降は「我々(共産党・国)の手でカオダイを純粋な宗教に返す」との文言が多用されるようになり、"宗教的ではない"と判断された教団組織や活動の変革が急務として挙げられるようになっていった。300 また大衆に対する工作がより積極的に行われ始め、その際には従来から行われている社会主義教育だけでなく、カオ

²⁹⁾ 他の幹部も、76年 11 月に Phạm Ngọc Trắng、77年 5 月には Bạch Long と Đặng Ngọc Liêm が捕えられている [CV-T23; CV-T24; CV-T25]。

³⁰⁾ 例を挙げると、「宗教は社会主義に適応しなければならず、これに反対する者は教団から追い出されなくてはならない/宗教は純粋に修行に励まねばならず、帝国主義により建設された反革命・反民族的なものは宗教的であるとは言い難い。これらのものは除去するか、国に引き渡すこと」[CV-T7; CV-T15] などがある。

ダイが関連した反動事件の公開や首謀者の吊し上げすら提案されるようになっている。³¹⁾

11月に出された報告書 [CV-T7] では、「十分な資料・証拠をもってカオダイの反動行為をまとめ、進行している反動計画を打破する」ことが決定された。ここにおいても、純粋な宗教機関と政治・経済・文化・社会機関の区別、そして扶乩の廃止が繰り返される。また11月上旬に行われたばかりの社会主義教育の結果が報告されており、その教育対象はタイニン省内で約1万人、ホアタン県だけでも2,300人に上っていたことが分かる。しかしホアタン県に限って言えば、19ある末寺のうち9寺の責任者、さらに県内における教育対象者の3分の1が「タックなど歴代カオダイ指導者が間違いを犯した」という文書への署名を拒否したことが問題視されている [ibid.: 9-10]。そもそもこの社会主義教育会には欠席者が多く、国の熱心な姿勢は空回りしていたようだ。

12月になると省議会により決議が採択され、「カオダイは政治的なものを排除し、社会主義に協力し、純粋な宗教なること」が公にも決定されることとなった [CV-T19]。このような非難が続いたせいか、教団上層部の姿勢も「開教して半世紀、神は既に色々なことを教えてくれた。後は皆が公共のために頑張ってほしい」[CD-15] と弱気になり始める。79年2月には信者に向けて先の弾劾文が真実であることを認めた上で、今後は純粋な宗教になることを宣言する [CD-13]。そこで明言されたのは扶乩の廃止であり、320 この変革は翌3月1日のカオダイ令01 [CD-4] により決定的となった。これは形式上、330 これまでの全ての過ちを認めた教団が自発的に決定した教団解散令であり、要点は以下の5点に集約することができる。①教団の全機関を解散する。②12名から成る新指導部(Hội Đồng Chường Quản/会同掌管)を設立し、ここが総本山にて儀礼を管理する。③教団組織は中央一地方の2階層に簡略化する。④扶乩を永遠に放棄する。⑤総本山内の滞在人数を儀礼に必要な60人程度に制限する。

このカオダイ令 01 により、教団総本山は施設・人事・活動に至るまで、完全に国の支配下に置かれることとなった。しかしこの時期、儀礼に関しては人数・時間帯に制限が加えられたもののそれ以上の禁止事項は存在せず、カオダイ令 01 においても教義・儀礼に関しては一切の言及がない。一口に宗教政策と言っても教団組織に対する干渉が強い一方で、その改造対象から外れている領域が存在していたことは注目に値するだろう。また、これら一連の政策が政権内のどのような人物たちによって担われていたのかは分かっていないが、カオダイ令 01 に

³¹⁾ この際, 聖職者に見られる特徴として記されているのは、タックの罪について言及した時は悲しむ/財産を失うことを恐れる/大衆に非難されることや報復, 再教育キャンプ送りを恐れる者が多い, など [CV-T7]。

³²⁾ 実際には76年6月9日の時点において、秘密裏ながら国と教団との間で扶乩の放棄が合意されている [CV-T10: 13]。

³³⁾ それまでの経緯・その内容・作成に関わった者の経歴・後世の記述などからみても、国の主導で編纂されたことは間違いない。

関してだけは、本人の証言からチュン・ゴック・アン (Trương Ngọc Anh)³⁴ という教団立法 府の聖職者が関わっていたことが判明している。彼は73年、病気治療の休暇を申請した後に 音信不通となり、同年、失職した人物である [CD-27; CD-28]。この間、彼は秘密裏に解放戦力に与しており、75年の解放後にタイニンに戻った後は省祖国戦線の副主席を務め、その知識を生かし数々のカオダイ政策に携わっていたとされる。立法府の聖職者がカオダイ法に精通していることは前述した通りであり、これは宗教事情を把握していなかった国が、カオダイ聖職者を以てカオダイ改造を行ったことを示す1例と言えよう。

④ 小括

このカオダイ令 01 までは、国が手探りで宗教政策を行っていた時期である。国は幾度となく聖職者・信者を集め社会主義教育を行うが、国境におけるポル・ポト軍との戦闘に加え、35) 国内でも反政府組織の活動が続き、思った程の成果を上げることができなかった。当初は宗教活動自体に干渉せず、人民を搾取するものであるか・物質的生産か否かで物事を判断していた国であるが、徐々に扶乩と教団組織を問題視するようになり、やがてはこれに固執する者達(教団上層部、特に立法府に属する人間)が敵視されるようになっていった。この姿勢は1978年2月の統一戦線の幹部逮捕を契機として先鋭化し、総本山内の一斉捜索を経て翌年にはカオダイ令 01 が発布されることとなった。その結果、組織・扶乩をはじめとする"純粋な宗教"に必要のない要素は排除されることとなっていった。そしてそれ以後、国のカオダイに対する言及は、いかにその勢力を削いだかという文脈に集中するようになるのである。36)

2. 1979-1992年

①宗教改造後

このカオダイ令 01 は後に「宗教改造」と呼ばれるものであり、これまでの宗教活動を一変させるものであった。この後、年内に新指導部から信者へ出された通知には「耐えがたきを耐え、新しい時代における功徳に励むように」[CD-20]、「純粋な宗教として活動し、くれぐれも反革命的政治運動に参加しないように」[CD-16] といった、現状を受け入れ、信者の暴走を抑えるような内容のものが目立つ。実際に 78 年 10 月末から翌 79 年 4 月までの間に、総本山や末

^{34) 82}年には革命に対する功績が抜群として褒め称えられ、73年に出された失職の決定は無効となっている [CD-23]。

³⁵⁾ タイニン省では75年5月8日からポル・ポト軍との小競り合いが続き、この戦闘は77年ピークに達する。これが解決するのは79年1月のベトナム軍によるプノンペン "解放" を待たねばならなかった。

³⁶⁾ この時期,教団にとって不幸だったことは,これまでの教団史において実権を握ってきた立法府の高位聖職者達が次々と死亡し,指導体制が頻繁に変わっていたことである。1975 年 4 月から 1978 年 3 月の間に Lê Thiện Phước → Trương Hữu Đức → Phạm Tấn Đãi → Phạm Văn Tươi と,4 人もの最高指導者が変わっている。

寺において捕えられた者が637人に上ったことが報告されていることからも [CV-T22: 2-3], この決定を不服とする信者が多かったことが窺えよう。

80年6月4日には省人民委員会により124決定が出され、①政治活動・扶乩の禁止、②宗教に関連しない資産は国が管理し、公共のために使用する、370 ③末寺には管理者1-3人のみが滞在できる、などカオダイ令01に追随する形ながらも、行政によりその内容が再確認されている [CV-T20]。81年の党中央による宗教工作に関する議決においても、カオダイに対する記述は「組織・活動に関しては一定の改造をし終えた」[CV-N4:2]の一言のみであり、今後の方針も「各派の統一を許さず、宗教活動は末寺か自宅で行わせること」[ibid.:5]としか記されていない。これは他の宗教勢力と比べても異例の少なさであり、また同時期から国の公文書内におけるカオダイへの言及は激減する。しかし当然友好的な立場にあるわけではなく、「一部聖職者は依然として我々に敵対している」[CV-T10:15; CV-T11:4]、「カオダイは国際的な関係も持たない1地方の宗教に過ぎないが、タイニン省にとっては大きな問題である」[CV-T13:4]等その蔑視的立場に変わりはないことから、単にカオダイの存在が国にとって危険性を孕んだものではなくなっていたと推察すべきであろう。

②クーデター未遂事件

83年8月、教団指導者コアが、大規模な反革命組織に参加しクーデターを企てていたことを告発され、引責辞任を余儀なくされた。この背景にあったのは、81年から88年までメコンデルタ地域を舞台に展開された、大規模な反政府クーデター未遂事件である。この事件の首謀者には元ベトナム国首相であるチャン・ヴァン・フー(Trần Văn Hữu)³⁸⁾ がいたとされているが[CV-T17: 1]、実際に活動したのは元南ベトナム軍空軍士官レ・クォック・トゥイ(Lê Quốc Túy)とマイ・ヴァン・ハン(Mai Văn Hạnh)の2名であった。彼らはベトナム解放愛国勢力統一戦線(Mặt Trận Thống Nhất các Lực Lượng Yếu Nước Giải Phóng Việt Nam:以下 MTTNと略)を組織、旧南ベトナム地域ではカオダイ教の指導者であるコアやホアハオ教³⁹⁾ 指導者であるルオン・トロン・トゥオン(Lương Trọng Tường)らと接触、76年2月にはパリにてライ・フー・タイ(Lại Hữu Tài)(ビンスエン)⁴⁰⁾/ルオン・トロン・ヴァン(Lương Trọng Văn)(ホアハオ教)と接触するなど、国内外における反ベトナム共産党諸団体の統一を進め、クーデターの準備を整えていた [An Ninh, September 6, 2006]。

³⁷⁾ 実際に引き渡されたのは80年6月7日から [CD-22]。

³⁸⁾ 任期 1950年5月-52年6月。後フランスに亡命,85年パリにて客死。

^{39) 1939}年にメコンデルタ地域で誕生した仏教系新宗教。カオダイと同じく南ベトナム政権に協力し、戦後は共産党より弾圧を受けている。

⁴⁰⁾ サイゴンに隣接するチョロン地区に存在した武装集団。警察権を委譲され、賭場を開いてフランス時代に勢力を拡大させた。しかしゴ・ディン・ジェム政権はこれら特権を良しとせず両者の間に戦闘が起こり、ビンスエンは壊滅した。

さらに彼らは77年からは中国との連携も始めていた。72年に中国がアメリカとの国交を正常化した結果、当時の中越関係は冷え切っており、その対立はベトナム戦争後に中国がポル・ポト政権の支援を通してベトナムを牽制したことから決定的となり、79年2月には中越戦争へと至っている。中国はMTTNにベトナム・ドンやアメリカ・ドルの偽札供与を行い、⁴¹⁾この受け渡しは海南島・黄沙諸島・タイの中国大使館で行われていた。後、84年に捕えられたハンの自供によると、80-84年の間にトゥイは7回、ハン自身も4回北京に赴き、その度に元外交部副部長ハン・ニエム・ロン(Hàn Niệm Long)⁴²⁾ や外交部ベトナム担当チュン・ドゥック・ユイ(Trương Đức Duy)⁴³⁾ など中国の要人と接触、ベトナム社会主義体制の破壊について計画を練っていたとのことである「CV-T17:5]。

中国に加え、タイも彼らの活動を支援していた。ベトナム戦争中はアメリカの反共政策に賛同していたタイであるが、1975年7月には中国との国交を回復させ8月にはベトナムとの関係も正常化させるなど、対外的な反共姿勢は落ち着きを見せ始めていた。しかし78年12月から始まったカンボジア紛争を契機としてベトナムとの関係は再度悪化しており、当時のベトナムに対する姿勢は中国に極めて近いものであったと言えよう。バンコクにおいてハン、トゥイの両名はチャワリット陸軍中将兼情報局長⁴⁴⁾と接触し、タイ陸軍も積極的に彼らを援助、結果として200名近くのMTTNメンバーに対し、電子機器の使用法などの訓練を施したとされる「ibid:6]。

もっとも、以上のような報告は、捕えられた MTTN メンバー計画からの自白から得られた情報をベトナム側が分析したものであり、80 年代当時のベトナム政府が中国・タイ政府を非難していたことは事実としても、この事件の真相が定かではないことは付け加えなければならない。また 2006 年にこの一連の事件が公開された際にも、国際関係に配慮してか「外国勢力」という表現が用いられ、両国の関与については一言も触れられてはいない。しかし当時の国際関係から判断しても、このような動きが生じる下地が存在していたことは否定することはできないだろう。

このクーデター事件が発覚した契機は1981年1月,親ベトナムであるヘン・サムリン政権 下のカンボジアにおいてクメール・ルージュの残党が出頭したことであった。彼から得られた

⁴¹⁾ 総額は不明であるが、1982年5月と83年6月の2度だけで3億ドンと報告されている [CV-T17:5]。

⁴²⁾ 中国外務省の官僚, 韓念龍 (Han Nianlong) を指しているものと考えられる。中国外国部副部長 (1964-82)・アジア担当局長 (1964-82)。

⁴³⁾ 外務官僚, 張德維 (Zhang Dewei) を指しているものと思われる。タイ大使 (1985-)・ベトナム大使 (1988-)。

⁴⁴⁾ ベトナム側の資料では陸軍副司令官・陸軍中将・陸軍情報局局長の Chavalir となっているが、そのような人物は確認できない。名前や役職・経歴から考えるに、共産主義対策で功績を挙げ、1996-97 年にかけてタイの首相を務めたチャワリット (Chavalit) のことを示すものと思われる。陸軍作戦部長(1980-)・陸軍中将(1982-)・陸軍副参謀長(1983-)・陸軍副司令(1984-)。

「反ベトナム政府思想を持つ越僑達がカンボジアを通り陸路でベトナムへ侵入し、その際にクメール・ルージュが道案内をした」という情報は直ちにベトナム側に通達され、公安次長カオ・ダン・チエム (Cao Đăng Chiếm) 及び内相ファム・フン (Phạm Hùng) の判断によりメコンデルタ一帯に警戒網が敷かれることとなった [An Ninh, September 6, 2006]。

そして間もなく関係者が捕えられ、その自白を通してトゥイやハンという黒幕・ベトナムへの侵入方法・ベトナム国内での工作など、クーデター計画の全貌が明るみに出ることとなったのである。国はMTTNを海外に拠点を持つ反動組織と断定、27日には対策会議を開き、これを徹底的に壊滅させなければならないとの結論に達する。MTTNは最初に陸路で侵入した後は方針を変更させ、1984年9月までに海路で9回ベトナムに侵入し、武器の密輸などを行っていた[An Ninh、September 13, 2006]。しかしこれらの情報は国に筒抜けとなっており、450このクーデターに対抗する一連の作戦は CM12計画460と呼ばれ、カンボジアと国境を接するアンザン(An Giang)省やキエンザン(Kiên Giang)省、タイニン省において警戒が続けられた。81年1月、MTTNはホアハオ教を使ってアンザン省を占拠しようとするも露見し失敗、年末からはコアとの連絡を密にするようになっていった。ちなみに当時のベトナム南部がクーデター事件の活動拠点となった背景には、社会主義勢力に"解放"されたばかりであること、さらに旧政権や教派勢力を支持する者が多く存在していたことが、国により指摘されている[CV-T17:3]。

CM12 計画の中でも、特にカオダイに関連した事件はTK-90 と呼ばれている。そもそも75年4月27日、サイゴン陥落直前に南ベトナム政権の大佐である娘婿の紹介でコアはトゥイと接触し、その意向を受けたコアはカオダイ内に国際和解会同や天開黄道といった反動組織を指揮していた。MTTNは武器提供を通して上記2組織を支援し、カオダイ側も1983年の旧正月にクーデターを起こそうと南部の各省にネットワークを広げていった。しかし他の計画と同様これも国に看破されており、国は82年11月17日の会議においてこのクーデター計画の打破を決定、83年初頭には襲撃をかけ、指導者47)を含む714名が逮捕されている。さらに出頭した者を加えると、逮捕されたカオダイ関係者は800名を超えたとされる [An Ninh, September 23, 2006]。8月20日、省政府はこの事件にコアが加担していたことについて報告書をまとめ、その罪状

8月20日,省政府はこの事件にコアが加担していたことについて報告書をまとめ、その罪状を並べ立てた上で、カオダイの代表職を解くことを決定する。⁴⁸⁾同日,省政府はこの事件の公

^{45) 2006}年のAn Ninh の記事では、最初から全て把握していたが敢えて泳がせておいた、との表現が使われている。

⁴⁶⁾ これらの事件の顛末については、*An Ninh* 585-593 号 (September 6-October 4, 2006) の記事に詳しい。 もっとも、劇場型の事件公開であるので留意する必要はある。

⁴⁷⁾ この時期、逮捕されていたのは Hồ Vũ Khanh / Võ Văn Nhơn / Nguyễn Ngọc Hòa / Bạch Hùng らであり [CV-T17]、中にはこれまでの反政府事件に参加していた人物も見受けられる。

⁴⁸⁾ その文中において、「国は早期から彼が反政府組織と関わっていることを知っていたが、ただ社会主義 政策に対する理解が遅いだけかと判断し、カオダイが国・民族と共に歩んでくれることを望み、敢え て公開せずに来た」[CV-T2] という表現を残している。

開を聖職者たちに伝え、コア自身も辞職を申し出ている [CD-7]。教団新指導部も「もはや彼はカオダイの指導者ではない」と国の意見に同意し [CD-19]、彼は9月29日には5万人の大衆・政府や他宗教の代表を前に「国際和解会同・天開黄道を直接指導した」ことを自己批判させられることとなった [CV-T6]。この結果に関し、国は「これまで(国の言うことを)疑っていた人々も、これで国の寛大な政策や、信仰の自由を尊重するという主張を理解したようである」と満足した様子の記述を残しているが [ibid: 2-3]、一方で地方からやって来た聖職者たちはそれを認めず、相変わらずコアを支持するか無反応であったことも報告されている [ibid: 1]。

ちなみに、既に高齢だったコア自身は3年間の自宅蟄居を言い渡されるだけで済んだものの、彼の代わりに反政府活動に参加していた長男ホー・タイ・バック(Hồ Thái Bạch)には死刑が宣告されている。MTTNの活動も84年9月にハンが捕えられたことで停滞し、トゥイが88年1月パリで病死したことで完全に終息した。

この事件を境にカオダイ系の大規模反乱事件は鳴りを潜め、教団自体の変化も加速したようである。実際にこの時期、コアの後を継ぎ代表となったタイ・ヒエウ・タンは国の言われるままに新指導部に反対する聖職者らを追放し、教団財産の国に対する譲渡を行っている [CD-1]。49) また、83年及び88年の教団活動報告書を見てみると組織・礼拝などに関する内容は殆ど無く、農業生産に関する記述の多さが目に付く。加えて文中においては生産労働に従事できることの喜び、純粋な宗教になることができたことに対する感謝の念が綴られるようになっている [ibid.; CD-2; CD-3] など、新指導部が国の主張を繰り返すだけの存在と化していることが顕著となっている。

しかしこの状態は聖職者・信者間に混乱・分裂を引き起こしており、国は83年の報告において聖職者を3つに分け、①本心から迷信異端(タックの偉業や扶乩)を信じてカオダイに心酔している者、②金銭や利権目当てでカオダイを利用している者、③傀儡政権に関係があった反革命的な者、と分析している。また彼らの傾向を、国との共存を重視する者・カオダイ法のみを重視する者と2分類し、危険分子に対しては断固とした処置を取ることが再確認された[CV-T10: 8-9]。500 そしてその総括として、「今後聖職者・信者たちの組織を発展させず、簡略な集団に変化させる/従来のような組織の復活は絶対に許可せず、各教派の合併も許可しない

⁴⁹⁾ もっとも彼自身、88年にそれまで自らが行ってきた数々の決定を後悔する文書をしたため、それらの 無効化を宣言した上で辞職している。

⁵⁰⁾ また、欠点という形で国の不手際をも挙げている。一部行政幹部たちは国の政策を理解しておらず、暴力・行政の権力を以てカオダイを潰そうとしている/民衆が同意していないのに寺院を没収し国の施設として使用している/カオダイが多い地域においては党の力が弱く民衆にうまく働きかけられていない/国の各機関もうまく連携が取れていない、など [CV-T10: 18-19]。

/末寺の滞在人数を順守させる/自宅修行者 (Tu Tại Gia)⁵¹⁾ の動向も把握する」[*ibid*: 21] という提言が行われている。中でも末寺・自宅修行者に関しては、75年以降に国が行ってきた教団中央組織に対する管理政策が一段落した80年代から表面化し始め、今日に至るまで国及び教団新指導部を悩ます問題と化していく。

③他地方の動向

教団の解散により総本山を国の管理下に置くことに成功し、一見機能していたように思われるカオダイ令01であるが、この体制が他地方にまで徹底されていたわけではない。そもそも末寺自体重視されておらず、77年においても「末寺は大衆工作の基礎であるから管理を怠らず集団化を進め、純粋な修行をさせる」[CV-T9: 20]程度の言及しかされていない。総本山を有するタイニン省内でも末寺の管理は県・村政府に一任されており、その扱いには差が生じていた。まして他省を含めるとその管理に一貫性があるわけもなく、カオダイ令01以後は、国によって管理・統制された総本山と、依然として自由な末寺との温度差がより顕著になっていくのである。

その背景には、扶乩という叙任制度が廃止された結果、各末寺において教団新指導部の意向に従わない者が台頭してきたことがあった。彼らは神託を放棄し国の意向に沿った改革を続ける新指導部との距離を置き始め、独自路線を歩み始めたのである。カオダイ令01直後の79年6月には教団新指導部が信者に「純粋な道に励むように」[CD-16]、12月には再度「純粋な宗教として活動し、くれぐれも反革命的政治運動に参加しないように」[CD-14]との通知を出している。しかし状況は好転せず、82年9月には総本山近くの末寺において行政介入を招いている。新指導部はこの原因として、①末寺において聖職者は責任者を残して家に帰ることになっているのに実行されていないこと、②依然として教団立法府の聖職者が地方に赴き活動していることの2点を挙げており、さらに省政府がこれらの徹底を要求していることについて言及し「国のために行動して欲しい。これまでに出された通知に従って社会主義を愛し、純粋な宗教になって欲しい」[CD-18:3-4]と述べている。しかし効果は無く、9月22日には末寺の滞在人数・活動内容がカオダイ令01に違反していることを咎められ [CV-T3]、以後数年に渡って教団はその管理不行き届きから叱責を受けるようになる。520 こういった指摘を受けた教団によ

⁵¹⁾ 自宅での宗教活動に専念し、教団など外部とは関わりを持たなくなった者を示す。もともと存在していた修行の形であるが、79年以降は教団新指導部に賛同しない者が自発的・強制的に自宅修行者と化しており、国・教団新指導部の警戒を招いている。

⁵²⁾ これは各地方行政府の宗教対策にバラつきがあったためで、共産党の影響力が強く (Bén Tre省)、カオダイ教徒が多い省 (タイニン省) ほど地方政権の干渉が激しかったのに対し、都市部や信者が少ないベトナム中部などでは宗教活動は野放しにされていた。現にホーチミン市に隣接する Đồng Nai 省においては、タイニン省と同様の基準が適応されカオダイ組織の解散が決定されたのは 1984 年になってからであった [CV-T27]。

り,数回に渡ってカオダイ令 01 の順守を呼びかける通知が発布されるも効果は乏しく,やがて教団新指導部の権限により,これに従わない者は職権を失い帰宅を余儀なくされた。⁵³⁾ 実際,11月 20日には教団立法府の聖職者 28名が自宅修行者となることを強制されている「CD-29」。

国とカオダイ新指導部双方がこの末寺の管理には手を焼いており、82年には末寺の代表(Cai Quán/統監)を選出する際にはその土地の祖国戦線に指導を願い出た上で、履歴検査を受けることが義務付けられるようになった [CD-26]。また、許可された者以外は全員自宅で生産労働に励むこと、末寺の代表は周囲の人間を招いたり、宗教関係の用件で接触してはならないこと、さらに冠婚葬祭などに関しても寺院外での活動は禁止する旨が新指導部から幾度も通達されており [CD-1; CD-3]、状況の複雑さを垣間見ることができる。1983年に新指導部は「中央では12名からなる教団新指導部が信仰を管理し、他の信者・聖職者は家に帰り生産労働に励むことが可能となった。地方では2名を残して家に帰り、末寺の代表が教団新指導部の代わりに面倒をみることとなった。これは大変意義のあることであり、おかげでカオダイは純粋な宗教としてベトナム民族と共に歩んでいくことが可能となった」[CD-2:1]との報告を国に提出しているが、その美しい表現とは裏腹に問題は泥沼化したようで、88年においても各末寺に代表を配備していく方針が訴えられ続けている [CD-1]。54

以上より、宗教弾圧の時期とは言っても国が直接管理するのではなく、宗教側に自らを管理させる方針が採られていることが分かる。つまり国の意向を教団の内規とすることで、宗教側による"自発的"な順守を図ろうとしたのであるが、カオダイ令01により教団新指導部は既に影響力を失ってしまっていた。それが地方末寺に対する管理の不徹底を招く結果となってしまったのである。

④宗教復興へ

1991年,閣僚評議会議定 69号「宗教活動に関する規定」 [Nghị Định Quy Định về các Hoạt Động Tôn Giáo] (以下 69-HĐBT と略) が発布された。これはドイモイ後の社会変化に対応するために制定された議定であり,一般にはこの時期と前後してベトナムにおける宗教の復興が始まったとされる。550 宗教組織の活動に幅が生まれた一方で,そのレベル・規模に合わせて活動の許可を行政に申請することが細かく定められるようになっていることが特徴であるが.560

⁵³⁾ これに関しても国の指示があった上での決定であることは明白であり、1984年4月7日付の指示において「革命に反対するものは破門すること」が要求されている [CD-3]。

⁵⁴⁾ 現にこの末寺の帰属問題は、2012年になっても継続中である。

⁵⁵⁾ 中でも 1993 年, 共産党書記長がハノイにある仏教寺院を訪問したことが象徴的な出来事として挙げられることが多い。

⁵⁶⁾ 一部を挙げると, 慣習的行為や礼拝所における恒例の宗教活動を行う際は, 行政の許可は不要 (8条)。 全国規模の定期大会や聖職者養成学校の開校, 上級聖職者任命の際には閣僚評議会の許可が必要 (10, 17, 19条)。国家が許可した範囲内において慈善活動が可能 (16条) など。

今井は69-HÐBTについて「ドイモイ下の否定的現象を軽減するため、統治に宗教をむしろ利用するようになった」[今井1999:187]と記述しており、その統制手段として国家公認宗教団体の存在が重要になってきていることを指摘している。

ここで問題となるのは、先に述べた297-CPと同様、この議定がどこまで適用されたかという点であろう。少なくともカオダイについて述べるのであれば、これまで続いてきた敵対的な政策が転換の兆しを見せたのは、92年11月14日に党中央執行委員会の名の下に出された「共産党書記局による意見通告」[CV-N9](以下34-TB/TWと略)以降となる。⁵⁷⁾ その内容は、カオダイの歴史に言及し、それを「敵に利用され反革命的な活動も見られるが、大多数の信者は革命に参加した愛国者である」と論じるところから始まる。そして「我々(党)はカオダイを含め宗教の発展は望まないが、同時に信仰の自由は保証しなければならない」と述べた上で、「他の宗教と差別せず、カオダイの活動を実現させること/各諸派の活動に関しては、統合は許可せず別個に活動させること」と、従来とは違う共産党の姿勢を示すものであった。

具体的な政策にこそ触れられていないものの、この34-TB/TWこそが10年来の宗教政策を改め、新たな方針を打ち出す転機となったものである。⁵⁸⁾ ドイモイ直後の政策に変化が見られないことから、これを後押しした背景に91年のソ連崩壊があったことは想像に難くない。後に触れるように、国内で反乱が起きることを恐れた党中央が、それまでの弾圧一辺倒の宗教政策を改め、逆に教団上層部を取り込むことで宗教勢力を利用していく方針を明らかにしたのである。

⑤ 小括

この時期は宗教改造終了後、「公共のため」に土地・施設が引き渡され、寺院内に滞在できる人数も限られるなど、正に宗教が弾圧されていた期間である。この弾圧は実際に教団内の組織力を弱めただけでなく、聖職者数を減少させており、国はこの方針を続けていけばカオダイが衰退すると考えていた。しかしながらその予想に反し、地方においては宗教改造後の教団新指導部に賛同せず、独自に活動する末寺が出現するようになっていった。このような状況の中、34-TB/TWが出されたのである。

⁵⁷⁾ 責任者は、当時大統領のLê Đức Anh。任期 1992 年 9 月 23 日 -97 年 9 月 24 日。

⁵⁸⁾ カオダイの活動規制緩和に関しては、Blagov はその著書の中で「93年に共産党書記長 Đỗ Mười が総本山を訪問したことが契機」と述べているが [Blagov 2002: 161]、そもそも 34-TB/TW が先行している点において、こちらを契機と考えるべきであろう。

3. 1992-2011年

①公認化の指針

34-TB/TW の基本姿勢に則りつつ、これをより具体化した計画書が、中央大衆動員委員会により94年に提出された「カオダイ工作実現のための指南書」[CV-N3](以下21-HD/DVと略)である。これはカオダイ令01など国がこれまで行ってきた政策の問題点を指摘した上で「このような宗教への敵対的姿勢が既に時勢に適しておらず、信者間に不平不満が溜まっている。この状況を早急に解決せねば、この不満を利用し国に敵対する者が出現する危険がある」[ibid:2-3] との提言を行ったものである。先に述べたように、83年に起きた国際和解会同事件以降、カオダイ内反動組織の活動は下火になっていたものの、その徹底的な宗教活動の制限は礼拝を除いた総本山の機能を停止させ、総本山一末寺間の連携も不十分なものになっていた。教団新指導部は各末寺に対し中央への恭順を呼びかけ、80年代後半からは"教育を受けた"聖職者を末寺へ派遣し管理者としようと活動していたのであるが [CD-3]、依然として思うような効果は上がっていなかったものと推察される。

この状況を改善するために、21-HD/DVでは「他の宗教と同程度までにカオダイの宗教活動の通常化を許可する」という目的を掲げ、これまでの政策とは違った提言がなされている。依然として扶乩の禁止が唱えられているものの、決定的に異なるのは「教団機構の再組織を許可する/教団上層部に幹部(Cốt Cán)を養成する/革命・社会に功績のある者は表彰し、条件を満たせば国政にも参与させる/今後カオダイは反動的とは言わず、革命に協力したと表現する」[CV-N3:3-5]という方針が打ち出されたことであり、これには従来の敵対的政策から懐柔策へという宗教政策の転換を見て取ることができる。また、単に宗教活動の自由化・教団の再組織化が明言されただけでなく、同時に教団上層部の政権への取り込みが重視されている点も無視できない。宗教工作の主な対象が民衆から教団上層部へと変化したことは、今後の政教関係を考察する上で大きな変更点となっていると言えるだろう。この政策に沿い、これ以後は78年から繰り返されてきた弾劾文は鳴りを潜め、逆に「カオダイは革命に協力した愛国心あふれる宗教/20世紀に誕生した発展著しい宗教」との表現が常用されるようになるのである。

②公認化の過程

冒頭で述べたようにベトナムは公認宗教制度を導入しているのだが、90年代前半において公認されていたのは仏教・カトリック・プロテスタント・イスラームの4団体に過ぎなかった。しかし21-HD/DV以降の国は、カオダイに対する公認化政策を推し進めていく。95年にはカオダイ諸派の中でも共産党寄りの1派であるカオダイ・ティエンティエン派(Cao Đài Tiên

Thiên)が、半ば実験的に公認化された [CV-N5]。59) その成果に概ね満足した国は、早急に他の派にも公認化政策を適用すべしとの指示を出し、同時に聖職者内に賛同者を養成することを繰り返し強調している。これに対しタイニン省側は、状況が複雑であるために分析中との返答をしているが、同時にレ・クアン・タン(Lê Quang Tấn)という教団立法府の聖職者が率いるグループに言及した上で「彼はこれまで問題を複雑化させてきた人物であるが、その活動を管理することで成果を出せるものと考える」[CV-N8: 4-5] との見解を示している。

教団立法府の人間であるタンは極めてタックに近い地位にあり、57年4月からは亡命したタックに従いカンボジアに拠点を置いていた。600 ジェム政権が崩壊した翌64年になりベトナムに戻り、それ以後は南部の各地に派遣され布教活動に従事している。その立場からも分かるように彼はタックの平和思想を信望しており、75年4月30日夕方にはラジオ放送を通して「社会主義の目的がタックの目的と同じである」という趣旨の演説を行っている。同年11月27日には南ベトナム地域の教団立法府の管理担当に任命されているが [CD-21]、12月11日に理由不明のまま公安に捕えられ [CD-25]、そのまま9年間再教育キャンプに送られることとなった。出所した後は、国には従いつつもカオダイ令1001で誕生した教団新指導部を断固認めないという、旧カオダイ組織派の中心人物として存在していた。今日においてもタンは教団新指導部に対し距離を置き続けているが、当時の国が公認化に際し敢えて反対派の人物を取り込もうとしたことは、この公認化政策が如何なる政治的意図を以てして行われたかを示すものと言えるだろう。610

1996年5月27日に省政府が出した「書記局通告実現のための計画書」[CV-T29]では、カオダイ令01が曖昧で現状にも適しておらず、教団新指導部が教団全体に対し強く指導できないために内部で抵抗が起きていることが指摘されており、この解決のために教団の組織化を進めていくことが明言された。しかし同時に、立法府の聖職者を中心とする一派が反対勢力として根強く活動していることも認めており、これに対する注意喚起もなされている [ibid::3]。また、将来カオダイにより決定される憲章に対し以下の4項目、①タイニン派は1支派に過ぎないと明記すること、②扶乩の放棄を明記すること、③組織は中央一地方の2階層とすること、④分かり易い用語を使用すること、との注文をつけている [ibid::7]。これらの項目の②及び③は以前より糾弾されてきたことであり、④に関してもそれほど意味のある要求とは思われない。しかし①は大きな問題で、それまでカオダイのルーツかつ盟主を自負し他派に対して威圧

⁵⁹⁾ この際、一部のティエンティエン派信者により、公認化に反対する運動が起きている。

⁶⁰⁾ これは56年2月ゴ・ディン・ジェム政権による弾圧を受け国外脱出したタックに付いていったものである。タックは59年にプノンペンにて死去している。

⁶¹⁾ その影響から、2000 年には国連より The Millennium World Peace Summit に招かれているが、"何故か" ベトナム政府の許可が下りず実現できなかった。

的・蔑視的な態度を崩さなかったタイニン派が、ベトナム社会主義共和国という国家体制下に おいては単なる1派に過ぎないことを突き付けられたのである。

早速29日には公認化のために11人の専門委員が選ばれているが、そのメンバーは祖国戦線・公安・宗教委員会など全員が国の関係者であり [CV-T21], $^{62)}$ カオダイ教を代表する立場にある人物は一切含まれていない。その後も国から公認化を急がせる内容の通達が出される中 [CV-N7]、カオダイ側の運営委員が選ばれたのは97年4月になってからであった [CD-5]。晴れて翌5月9日にカオダイは公認宗教団体として認定されたのであるが、その決定通知 [CV-N6]には、提出された憲章を含む、各機関の人事や職務に国の承認があったことが記されている。

この1997年憲章 [CD-8] は全9章36条に渡って書かれたものであるが、その前半部分は教養や建前を説いたもので、具体的な教団運営に関する条項は3章16-20条に限られる。新指導部が中央から地方に至るまで教団の全てを管理することが明記され(16条)、正式に教団全体を率いる存在になった。また、中央だけでなく末寺における管理委員会(Ban Cai Quản)の制度が確立され(17,18条)、寺院間関係も中央一末寺の2階層であることが定められている(19条)が、これはかつて国が非難した教会制度の復活と言えるだろう。また、5年に1度大会が開かれ、そこで新指導部の成員選挙や憲章改正が行われることも決定した。2002年と2007年には大会が開かれ新憲章が採択されてはいるものの、憲章の内容が拡大し緻密になっていることは事実としても、63)その基本方針に変化は見られない。寧ろこれと同じく5年に1度開催される党大会64)の意向を宗教側に反映させるための制度であり、その変化と連動していると考えるのが自然であろう。

また注意しなければならないのは、ベトナムの法律と同様、この憲章も枠組みだけが存在し 実際には機能していない部分が大変多いという点である。⁶⁵⁾ これにはカオダイ側の虚栄心も反 映されているのであろうが、憲章に書いてあったとしてもそれが本当に存在・施行されている のかは別問題なのである。これら憲章・人事は事前に国の承認を受けた上でのものであり、不 文律という問題も含め、どの程度まで宗教側に自由裁量が任されているのか判断することは難

⁶²⁾ 委員長は中央大衆動員委員会委員長、副委員長はタイニン省人民委員会副主席・省宗教委員会委員長・省祖国戦線主席の3名であり、他の委員も省大衆動員委員会から2名、さらに省公安副監督、中央宣伝教育委員会委員長、省祖国戦線副主席、ホアタン県人民委員会主席、引退した元党幹部から構成されている。

^{63) 2002} 年憲章に関しては、信者に対し結婚などの通過儀礼が認められるようになったこと (9条)、各機関に常駐する聖職者の人数・期間などが調整されたこと (17, 18条)、末寺の役割についての記述が増えたこと (19条) などを指摘することができる [CD-9]。また2007 年憲章に関しては、省の代表と末寺の管理委員会に関する記述の増加 (9, 20条)、海外の聖職者の叙任制度の確立 (24条) などを挙げることができる [CD-10]。

^{64) 1982}年以降,共産党大会は原則として5年ごとの開催となっている。

⁶⁵⁾ 例えば、聖職者の人数/組織し得ない会議・機関の存在など「条件が整っていない」という言葉の下 に名前だけしか存在しておらず、実際は機能していないという例は無数に存在する。

しい。確かに近年の法令を参考とする限り国の規制や干渉は緩和されてきている。しかし例えば教育施設に関しても、69-HDBTには宗教学校の建設を許可する条項があり、さらに信者側からの要求があるにもかかわらず、"何故か"依然として宗教学校再建の目処は立っていない。また、総本山内の施設や土地が返却されたとしても、"何故か"再使用されずに放置されたままになっているのである。⁶⁶⁾

③公認後

以上の過程からも分かる様に、この公認化には国の意図が色濃く反映されている。98年に共産党によって出された指南書においても、聖職者は中央から地方に至るまで国への協力体制(Co Sò Chính Trị)を構成し"良き者"であること、国に反抗的な聖職者・信者は分裂させ勢力を弱体化させること、そしてその様子・数を把握することが明記された[CV-N2: 3-4]。2000年代になっても、教団内部に幹部を養成していくことは繰り返し強調されていると同時に[CV-N1]、教団に属さない末寺や信者に対する指示も続いている[CV-N11]。その背景にあるのは、大衆の反応を気にする国の姿勢であり「改造を通しカオダイは弱体化した。しかし信者たちは党・国の政策に怯え疑いを持っている」としてその不安解消に奔走しているようだ。公認された現教団に反対する聖職者・信者は教団が責任を持って教育を行うこととされているが、「もし彼らが社会秩序に関係するようであれば」[CV-T26:23]という条件付きながら行政介入が示唆されていることからも、国の新教団に対する肩入れと、それに対抗する者達への敵対姿勢は健在のようである。

また、公認後は外国からの訪問団も受け入れるようになっている。 1998年 10月 27日には国連人権委員会の一団(代表 Abdelfattah Amor)が総本山を訪問し、当時のカオダイ代表トゥオン・トー・タン(Thượng Thơ Thanh)ら教団幹部と面会した。その際代表団は、解放後の状況/逮捕された信者について/新指導部の影響力について/自宅修行者たちに会えるか、などの質問を行ったとされる。 67 これらの質問自体は宗教改造の核心に迫るものではあるが、しかしその質問相手が教団新指導部である点において問題があると言えよう。これまで述べてきたように、新指導部は国の傀儡でしかなく、その発言にプロパガンダの繰り返し以上の意味など含まれていないからである。

⁶⁶⁾ 土地返却問題の際に見られるのは、崇高な中央政府の意思がタイニン省政府にまでは徹底されていないと言う言説である。通常、宗教側からの陳情は省祖国戦線を通して行われるため、空約束・不履行などの不手際が起きても党中央の威信が傷つくことはない。近年はハノイまで直接赴き中央政府の介入を陳情するケースも存在しているが、その後省政府からの報復を招く可能性は否定できない。

⁶⁷⁾ それに対する返答は、政府は宗教を尊重してくれ、自由がある/国に敵対するから捕えられたので仕方がない/99%以上が新指導部に従っている/自宅修行者たちは既に教団で働いていないために接触しても意味が無い、というものであった。

また、90年代はAmnesty International や Human Rights Watch といった人権団体によるベトナム非難が高まった時期でもある。 $^{68)}$ 彼らは一様にベトナム政府が掲げる宗教の自由が実際には機能していないことを指摘し、これら国際的な批判は外資導入により経済発展を図る政府にとって障害となるものであった。さらにドイモイによる特需が早くも終焉の兆しを見せ始めたことは政府を慌てさせ、95年にはアメリカと国交を回復し、2000年には米越通商協定の締結に踏み切っている。また2007年にはWTOに加盟しているが、これらと並行して人権団体からの非難が高まっていたことは無視できない。特にアメリカ下院によるベトナム人権法案の可決と援助停止という脅しは無視できるものではなく、ベトナム政府は「ベトナムには宗教の自由がある」との反論を度々行っている。正にこの時、各宗教団体の指導者たちにより、ベトナム政府を援護する声明が対外的に発表されたのである。 $^{69)}$ もっともアメリカ国際宗教自由委員会による、ベトナム政府の人権侵害という指摘は2012年になってもとどまることなく、ベトナム側は「内政干渉/和平演変 70 として反論する水掛け論が続いている。

④公認宗教制度の展開

2004年には「信仰・宗教法令」 [Pháp Lệnh Tín Ngưỡng, Tôn Giáo] が制定された。この法令は上記の人権団体による批判を意識し整備されたものであるが、特に本稿に関係しているのは、16条において公認宗教団体について定義が成されたことである。 71 しかし依然として公認化の過程には不明瞭な点も多く、おそらくカオダイと同様、政治的理由に左右される部分が多い。公認化が発端となり宗教内部で対立が起きることが珍しくない一方で、 72 公認化されなければ反政府的・迷信異端という理由から弾圧される可能性は否定できず、宗教側からすれば拒否権の無い選択肢と化しているのが実情であろう。

では、そもそも公認宗教制度の整備はどのように行われたのだろうか。当初は宗教ごとに公認団体が1つしか存在しなかったにもかかわらず、95年にカオダイ・ティエンティエン派が公

⁶⁸⁾ 特に挙げられることが多いのは、中部高原におけるプロテスタントのデガ運動、フエにおける統一仏 教教会、カオダイ、ホアハオへのベトナム政府の対応である。

⁶⁹⁾ 一例を挙げると、カオダイ代表 Thượng Tám Thanh がベトナム人権法案に対し「歪曲であり内政干渉 である。宗教弾圧などなく全ての権利は守られている」 [Nhân Dân, September 15, 2001] とベトナム 政府と全く同じ内容の反論を行っている。反論しているのはカオダイだけではなく、18日から28日 にかけては仏教教会をはじめとする他の公認宗教団体も同様の主張を行っている。

⁷⁰⁾ 経済・文化などを通した平和的な手段を用いて、社会主義体制を内部崩壊させることを意味する。主に中国において資本主義国家を非難する際に用いられる言葉であるが、ベトナムにおいても、外国勢力がごく一部の宗教団体・少数民族を扇動し「民族の団結を妨げようとしている(Khỏi Đoạn Kết)」として同様のことが繰り返されている。

^{71) 4}項目あり、伝統や風俗に反しない教義・戒律・儀礼を持つこと、法に反することなく民族と符合した宗教実践と憲章を持っていること、合法的な指導者・組織・事務所があること、他組織と重複しない名称をもつこと。以上を満たせば公認される。

⁷²⁾ カオダイ同様、公認化を巡ってはホアハオ教も内部分裂したことが報告されている[中野 2009: 167]。

北澤: "解放"後のベトナムにおける宗教政策

表1 公認団体数の増加

年度	公認組織数	主な公認宗教
1958	1	プロテスタント (北部)
1980	1	カトリック
1981	1	仏教
1992	1	イスラーム
1995	1	カオダイ
1996	3	カオダイから3団体
1997	2	カオダイから2団体
1998	1	カオダイ
1999	1	ホアハオ
2000	2	カオダイから2団体
2001	1	プロテスタント (南部)
2007	2	プロテスタントから1団体
2008	8	プロテスタントから5団体
2009	3	プロテスタントから2団体
2010	3	カオダイ/プロテスタントから1団体ずつ
2011	1	カオダイ

出所: [CV-T26] より作成。

認されて以降、カオダイとプロテスタントの諸派に対し矢継ぎ早に個別の公認化が成された (表1参照)。⁷³⁾ カオダイの場合、このような扱いを説明する際には「諸派により歴史が違うから」という言説が用いられる。共産党に敵対したタイニン派とは対照的に、他派では早期から 共産党への協力姿勢を見せていたので同一には扱えない、との理屈に基づくものであるが、これでは何故親共産党の諸派までが統一を許可されないのかを説明することはできない。⁷⁴⁾ 従って、これまでにも度々出てきた「カオダイ諸派の統合は許可しない」という政治的意図の考察に立ち返らざるを得なくなるのである。

公認宗教団体となったカオダイ諸派の規模・年代に着目してみると、96年に国の会議において、規模の大きいカオダイ・タイニン【不明】 $^{75)}$ /カオダイ・バンチンダオ(Cao Đài Ban Chỉnh Đạo)【80万人】(【 】内は信徒数)の2派に対する公認化が急がれている[CV-N10]。しかし、それ以外の派(信徒数1万人以下)に対してはそこまで関心を示してはおらず、さらに 2010年から2011年にかけて公認された2組織、カオダイ・ベトナム(Cao Đài Việt Nam)

^{73) 2011}年において、公認された32組織中、カオダイは11団体、プロテスタントは11団体を占めている。

⁷⁴⁾ 現に仏教・カトリックは統合されており、信仰・宗教法令17条においても統廃合に関する規定は存在 している。

⁷⁵⁾ タイニン省内だけで50万人と書かれており、さらにカオダイ内では信者数が一番多いと記述されてはいるものの、全体の人数は未記載 [CV-T26]。

【2,300 人】/カオダイ・チエウミンタムタンボビ(Cao Đài Chiếu Minh Tam Thanh Vô Vi/無為三清照明)【6,000 人】ともなると[CV-T26]、その対象がかなり小規模なものになっている。これはカオダイ以外の公認宗教団体にも共通して見られる傾向であり、近年公認される宗教団体は小規模なものであることが多い。これは核となる大宗教を改造し尽くした故の反応と思われ、従って国の関心は宗教の統治のみにあり、宗教・信仰の自由にはさほど関心を抱いてはいないことを窺い知ることができる。

そもそもカオダイ公認化の発端は党中央の決定であり、信者側から熱心なアプローチがあったわけではない。また公認化に際しては、聖職者に対する囲い込みを進めつつも、意図的に教団内部を分裂させることで組織を弱体化させている。さらに公認後は反対派に対し公認宗教団体を通した間接的な弾圧を行っていることから、国は自らの賛同者に権限を与えることで宗教内の反動勢力を押さえ込むことを目的としているものと推測することができる。即ち公認宗教制度の整備とは、国が宗教を管理規制することから、宗教が宗教を管理規制することへの変化を示すものと言えよう。

今井は、「信仰・宗教法令」とそれ以前の宗教関連法規を比べた上で全体的に宗教管理の網の目が細かくなっていることを指摘し、「少なくとも『信仰・宗教法令』の規定においては、一定程度、宗教の自由度は高まっているといえる」 [今井 2004: 172] との分析をしている。これに敢えて付け加えるのであれば、その対象が、あくまでも政府に従った公認宗教団体でしかないことを追記することが可能だろう。そして今後とも、より小さい組織の公認化、そして敵対的宗教に対する意図的な分裂策は続いていくものと思われる。

⑤純粋な宗教とは

では、これまでの文脈で繰り返されてきた "純粋な宗教"とは、何なのであろうか。この語が持つ意味は大変曖昧で、定義もされていない。この言葉とともにカオダイが批難されたのは教団が保有していた軍事・政治・経済力でありその排除が強要された一方、教理・儀礼に対しては「冗長/中身が無い」といった侮蔑的な批判が強く、その中身自体に言及した文書は殆どない。また、この表現が頻繁に使われていたのは90年代初頭までであり、国が宗教に対する態度を変更させてからの使用頻度は下がる。この事から窺えるのは、国は組織など宗教の外枠に対する管理体制を整える一方で、教理など内面に関しては関与せず理解する気も無いということである。従って国が"純粋な宗教"という語を用いた際、それは宗教の外部活動を指していると考えるのが妥当であろう。しかしながら、今日の教団聖職者は祖国戦線に加入し、末寺においては医療活動などの慈善・社会活動が盛んである。結局のところ共産党の裁量で頻繁に認識が変わる点において、その外枠に対する管理も一定性の無い流動的なものと考えて良いだろう。

⑥小括

実際に1990年代は「宗教の組織化・公認可が推し進められ、宗教の復興が行われた時期」とされるが、その実態は上からの改革であり、その理由も "暴動が起きる前に"という極めて消極的なものでしかない。公認宗教団体における聖職者の人選や教団の方針は国の許可を得た上でのものであり、一連の公認化作業は立案から施行に至るまで国の主導・管轄下において行われたものであることは明らかである。そして、その工作対象が大衆から聖職者へと変化していることは、正に宗教の利用という国の方針を示すものとなっている。公認宗教制度の拡大、そして "純粋な宗教"という表現が示すものの実態とは、ベトナム政府の宗教組織に対する徹底的な征服志向を反映したものと言えるだろう。

IV おわりに

本稿では、ベトナム戦争後の政教関係を3つの年代に区切り、それぞれの時期にどのような政策が採られ、そして教団側がいかに変化してきたのかを述べてきた。確かに表層に現れる宗教活動だけを見るのであれば、この時代を単純な弾圧―復興という文脈で語ることが可能である。しかし実際には、海外からの批判を意識し直接介入を控えるようになった国が、代替案として間接的な宗教管理体制を作り上げたに過ぎず、その実態に変わりはない。

90年代に入りカオダイ教は復興したが、それは上からの復興である。この前後で変化した政教関係について述べるならば、国はカオダイの教団機構や聖職者叙任といった教団の外枠に対しては徹底的な管理姿勢を見せる一方で、儀礼や信仰の内容自体にはそれほど関与していない。また規制緩和の決定打とされる公認化であるが、これは共産党の裁量内において一定の自由を享受できる代わりに、組織・人事・方針に至るまで国の許可なくしては何も決定できなくなる制度でもあり、これまで言われてきた"宗教の復興"とはこの制度が整備される時期と符合するのである。

附 記

本稿執筆のための調査は、松下国際財団(現:松下幸之助記念財団)の助成を受けて可能になったものである。また現地調査に際しては、タイニン省及びカオダイ教関係者より多大なる協力を頂いた。ここに記して感謝する。

参考文献

日本語刊行資料

鮎京正訓. 1994. 「ベトナム法理論の転換過程における 1992 年憲法」 『社会主義ベトナムとドイモイ』 五島 文雄;竹内郁雄(編). 37-63 ページ所収. アジア経済研究所.

- 今井昭夫. 1994. 「社会主義ベトナムとカトリック――社会主義化の国民意識統合と宗教」 『地域学を求めて――田中忠治先生退官記念論文集』田中忠治先生退官記念論文刊行委員会(編), 111-149ページ所収,田中忠治先生退官記念論文刊行委員会.
- -------. 2004. 「現代ベトナムにおける宗教政策------- 2004年『信仰・宗教法令』を中心に」『東京外国 語大学論集』69: 157-173.
- 中野亜里. 2009. 『ベトナムの人権——多元的民主化の可能性』東京:福村出版.
- 大岩 誠. 1941. 「カオダイ教」『新亜細亜』 3(3): 66-79.
- 高橋 保. 1972. 「ベトナムにおける宗教運動――カオダイ教およびホア・ハオ教について」『「アジア・アフリカにおける宗教運動」共同研究報告』I, 67-87ページ所収. 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- 高津 茂. 1999. 「1946~1948年時のカオダイ教——国教への夢」『史苑』60(1): 61-83.
- ------. 2004. 「解放後のカオダイ教」『アジア文化研究所年報』39:32-50.

欧文刊行資料

- Blagov, Sergei. 2002. Caodaism: Vietnamese Traditionalism and Its Leap into Modernity. Hauppauge, NY: Nova Science Publishers.
- Gobron, Gabriel. 1948. Histoire du Caodaïsme: Bouddhisme rénové, spiritisme annamite, religion nouvelle en Eurasia. Paris: Dervy.
- 1949. Histoire et philosophie du Caodaïsme : Bouddhisme rénové, spiritisme annamite, religion nouvelle en Eurasia. Paris: Dervy.
- Hill, Frances. 1971. Millenarian Machines in South Vietnam. Comparative Studies in Society and History 13(3): 325–350.
- Malarney, Shaun Kingsley. 2003. Return to the Past?: The Dynamics of Contemporary Religious and Ritual Transformation. In *Postwar Vietnam: Dynamics of a Transforming Society*, edited by Hy V. Luong, pp. 225–256. Singapore: Rowman & Littlefield Publishers.
- Smith, R.B. 1970. An Introduction to Caodaism I: Origins and Early History. Bulletin of the School of Oriental and African Studies 33(2): 335–349.
- Werner, Jayne Susan. 1981. Peasant Politics and Religious Sectarianism Peasant and Priest in the Cao Dai in Viet Nam. New Haven, CT: Yale University.

ベトナム法令

Nghị Định Quy Định về Các Hoạt Động Tôn Giáo, 1991.3.21 Nghị Quyết về Một Số Chính Sách Đối Với Tôn Giáo, 1977.11.11

Pháp Lệnh Tín Ngưỡng, Tôn Giáo, 2004.6.18

ベトナム新聞

An Ninh

Nhân Dân

- ベトナム語未刊行資料
- ·公文書(国)
- CV-N1 / Đề Cương Bài Giảng Tôn Giáo và Công Tác Quản Lý Nhà Nước đối với các Hoạt Động Tôn Giáo, 2006(宗教委員会発行)
- CV-N2 / Hưỡng Dẫn v/v Tiếp Tục Triển Khai Tông Báo 34 về Đạo Cao Đài, 1998.2.16(党中央執行委員会発行)
- CV-N3 / Hướng Dẫn v/v Thực Hiện Chủ Trương Công Tác đối với Đạo Cao Đài trong Tình Hình Mới, 1994.1.29 (大衆動員委員会発行)
- CV-N4 / Nghị Quyết của Ban Bí Thư về Công Tác đối với Các Tôn Giáo trong Tình Hình Mới, 1981.10.1(党中央執行委員会発行,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-N5 / Quyết Định v/v Công Nhận Tư Cách Pháp Nhân của Hội Thánh Cao Đài Tiên Thiên, 1995.7.29(宗教委員会発行)

- CV-N6 / Quyết Định v/v Công Nhận Tư Cách Pháp Nhân Tổ Chức Giáo Hội Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ Cao Đài Tây Ninh, 1997.5.9(宗教委員会発行)
- CV-N7 / Thông Báo Kết Luận của Bộ Chính Trị về Tăng Cường Lãnh Đạo Công Tác Tôn Giáo trong Tình Hình Mới, 1998.6.15(党中央執行委員会発行)
- CV-N8 / Thông Báo Kết Quả Hội Nghị Chuyên Đề về Công Tác đối với Đạo Cao Đài, 1995.12.30,(宗教委員会発行)
- CV-N9 / Thông Báo Ý Kiến của Ban Bí Thư về Chủ Trương Công Tác đối với Đạo Cao Đài, 1992.11.14(党中央執行委員会発行)
- CV-N10 / Thông Báo v/v Phối Hợp Triển Khai Chủ Trương của Đảng và Nhà Nước đối với Đạo Cao Đài Phái Tây Ninh và Phái Ban Chinh Đạo, 1996.9.30 (党中央執行委員会発行)
- CV-N11 / Về việc các Họ Đạo Cao Đài Chưa Sinh Hoạt với Hội Thánh, 2010.3.10 (宗教委員会発行)

・公文書(省)

- CV-T1 / Bản Án Cao Đài, 1978.9.20 (祖国戦線発行)
- CV-T2 / Bảng Kết Luận về Sự Chỉ Đạo của Ông Hồ Tấn Khoa đối với Một Số Tổ Chức Phản Cách Mạng, 1983.8.20 (人民委員会発行)
- CV-T3 / Báo Cáo (18/BC), 1982.9.22 (大衆動員委員会発行, タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T4 / Báo Cáo Công Tác Triển Khai Thực Hiện Kế Hoạch Cao Đài 78, 1978.11.27(タイニン省人民委員会発行、タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T5 / Báo Cáo Đặc Biệt về Cuộc Họp với Hội Thánh Cao Đài, 1976.8.7(大衆動員委員会/祖国戦線発行, タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T6 / Báo Cáo Kết Quả Công Khai Hóa Tội Trạng Hồ Tân Khoa Bước 3, 1983.10.10(党省委員会発行,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T7 / Báo Cáo Sơ Kết Cao Điểm 1 về Vụ Án Bọn Phản Động trong Tôn Giáo Cao Đài Phái Tây Ninh, 1978.11.15 (大衆動員委員会/祖国戦線発行、タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T8 / Báo Cáo Tình Hình Cao Đài Tây Ninh Tháng 6 -75, 1975.6.25 (不明, タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T9 / Báo Cáo Tình Hình Phương Hướng Nhiệm Vụ Công Tác Tôn Giáo Vận 1977–1978, 1977.7.5(大衆動員委員会/祖国戦線発行,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T10 / Báo Cáo Tình Hình và Nhiệm Vụ Công Tác đối với Đạo Cao Đài Phái Tây Ninh. 1983.10.1(党省委員会発行、タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T11 / Báo Cáo Tổng Kết Công Tác Dân Vận và Mặt Trận của Đảng từ Ngày 30/04/75 đến 31-12-1981, 1982.6.18 (大衆動員委員会/祖国戦線発行,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T12 / Báo Cáo Tổng Kết Tình Hình Hoạt Động của Địch và Phần Đông Lợi Dụng Tôn Giáo Cao Đài và Công Tác Đấu Tranh của Ta Năm 1976, 1977.1.23(公安発行、タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T13 / Báo Cáo Tổng Kết Tình Hình và Công Tác Tôn Giáo Tình Tây Ninh Thời Gian 30/4/75 đến Cuối Năm 1981: Phương Hướng Nhiệm Vụ Công Tác đối với Tôn Giáo Thời Gian từ 1983–1985, 1982. 9.20 (大衆動員委員会発行, タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T14 / Báo Cáo Tổng Kết về Cao Đài Tây Ninh, 1975.11.3(不明,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T15 / Báo Cáo Tổng Kết về Tôn Giáo Cao Đài, 1978.8.1(大衆動員委員会発行/祖国戦線発行,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T16 / Biên Bản Hội Nghị TV TU tối 19-5, 1976.5.20 (党省委員会発行、タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T17 / Đề Cương về Vụ Án Diệp do Trung Quốc và Tình Báo Lục Quân Thái Lan Tổ Chức Xâm Nhập vào Lãnh Thổ Việt Nam Tiến Hành Phá Hoại và Hoạt Động Vũ Trang Lật Đổ Chế Độ của Nước Cộng Hòa Xã Hội Chủ Nghĩa Việt Nam, 1984.12.19(宣伝教育委員会発行,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T18 / Kế Hoạch Phát Động Quần Chúng về Vụ Án Phản Động trong Tôn Giáo Cao Đài Phái Tây Ninh, 1978.10.6 (大衆動員委員会/祖国戦線発行, タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T19 / Nghị Quyết của Hội Đồng Nhân Dân Tinh Tây Ninh về Cuộc Vận Động Quần Chúng Cách Mạng Trấn Ấp Một Số Tên Phản Động Đội Lốt Tôn Giáo Cao Đài Tây Ninh và Chấn Chinh Củng Cố Lại Đạo Cao Đài Đi Vào Tu Hành Thuẩn Túy, 1978.12.13(議会発行,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T20 / Quyết Định 124, 1980.6.4 (人民委員会発行)
- CV-T21 / Quyết Định v/v Thành Lập Ban Chi Đạo Thực Hiện Thông Báo 34 của Ban Bí Thư về Chủ Trương đối với Cao Đài, 1996.5.29(党省委員会発行)

- CV-T22 / Sơ Kết Việc Triển Khai Vụ Án Chính Trị Phản Động trong Tôn Giáo Cao Đài Phái Tây Ninh và Kế Hoạch Bước 3 Nhàm Xử Lý các Cơ Sở Vật Chất, các Tổ Chức Phạm Pháp Quả Tang, 1980.4.8(党省委員会発行、タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T23 / Sơ Yếu Lý Lịch của Tên Cầm Đầu "MTTNTLQGGPVN" Phạm Ngọc Trắng, 1978.10.31(不明,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T24 / Sơ Yếu Lý Lịch của Tên Đặng Ngọc Liêm (tức Đặng Nguyên) Tên Tay Sai Đắc Lực của Tổ Chức Phản Động "MTTNTLQGGPVN", 1978.10.27(不明,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T25 / Sơ Yếu Lý Lịch của Tên Nguyễn Thành Điểm (tức Bạch Long) Một Tên Trong Cầm Đầu Tổ Chức Phản Đông "MTTNTLQGGPVN", 1978.10.31(不明,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T26 / Tài Liệu Dành cho Chức Sắc Lớp Hành Đường Khóa 2, 2011 (宗教委員会発行)
- CV-T27 / Thông Báo (47/TB/UBT), 1984.2.25 (ドンナイ省人民委員会発行)
- CV-T28 / Thống Kê Số Liệu Diện Tích Đất Đai do Hội Thánh Cao Đài Quản Lý, 1978.10.5(不明,タイニン省立図書館所蔵)
- CV-T29 / Kế Hoạch Triển Khai Thực Hiện Thông Báo 34 / BBT của Ban Bí Thư Trung Ương đối với Cao Đài phái Tây Ninh, 1996.5.27(党省委員会発行)
- ·公文書(県)
- CV-H1 / Biên Bản Tổng Hợp Khám Xét các Cơ Quan Đạo ở Nội Ngoại Ô Tòa Thánh Cao Đài Tây Ninh, 1978.3.15 (人民委員会発行、タイニン省立図書館所蔵)
- ・カオダイ教内部文書
- CD-1 / Bảng Tổng Kết Hành Đạo của HĐQL Khóa 1 Nhiệm Kỳ 1984–1987, 1988
- CD-2 / Báo Cáo Hành Đạo của Hội Đồng Chưởng Quản / Hội Thánh ĐĐTKPĐ trong Nhiệm Kỳ 1, 1983.11.1
- CD-3 / Báo Cáo Hành Đạo của Hội Đồng Quản Lý HT. CĐ. Tây Ninh Nhiệm Kỳ 1984–1987, 1988.2. 8
- CD-4 / Đạo Linh 01 (01/HT-Đ1), 1979.3.1
- CD-5 / Đạo Linh (01/72-HĐCQ-ĐL), 1997.7.26
- CD-6 / Đạo Lịnh (10/ĐS/ĐL), 1978.4.6
- CD-7 / Đơn Xin Nghỉ Việc Đạo, 1983.8.22
- CD-8 / Hiến Chương ĐĐTKPĐ Tòa Thánh Tây Ninh năm 1997, 1997.5.9
- CD-9 / Hiến Chương ĐĐTKPĐ Tòa Thánh Tây Ninh năm 2002, 2003.1.29
- CD-10 / Hiến Chương ĐĐTKPĐ Tòa Thánh Tây Ninh năm 2007, 2008.8.8
- CD-11 / Lời Kêu Gọi của Hiến Pháp Chưởng Quản Hiệp Thiên Đài Tòa Thánh Cao Đài Tây Ninh, 1975.5.5
- CD-12 / Thông Tin 121, 1975.5.20
- CD-13 / Thông Tri (001/HT/TT), 1979.2.12
- CD-14 / Thông Tri (003/HĐCQ-TT), 1979.12.31
- CD-15 / Thông Tri (01/NCPS/TT), 1978.12.9
- CD-16 / Thông Tri (02/HĐCQ-TT), 1979.6.6
- CD-17 / Thông Tri (02/TgCPS/TT), 1978.5.27
- CD-18 / Thông Tri (03/57/HDCQ-TT), 1982.9.20
- CD-19 / Thông Tri (04/58-HĐCQ-TT), 1983.8.22
- CD-20 / 006/HĐQ-VT, 1979.4.3
- CD-21 / 01/BPC/ĐSVL, 1975.11.27
- CD-22 \angle 010/HĐCQ-UN, 1980.6.7
- CD-23 / 024/57/ HĐCQ/HL, 1982.11.29
- CD-24 / 04/BPC/VB, 1975.9.26
- CD-25 / 05/PT/KCD
- CD-26 / 158/57-HDCQ-VT, 1982.11.26
- CD-27 / 31-BPC/CQ, 1973.5.21
- CD-28 / 48-BPC/SL, 1973.6.19
- CD-29 / 59/57/HĐCQ-VT, 1982.11.20